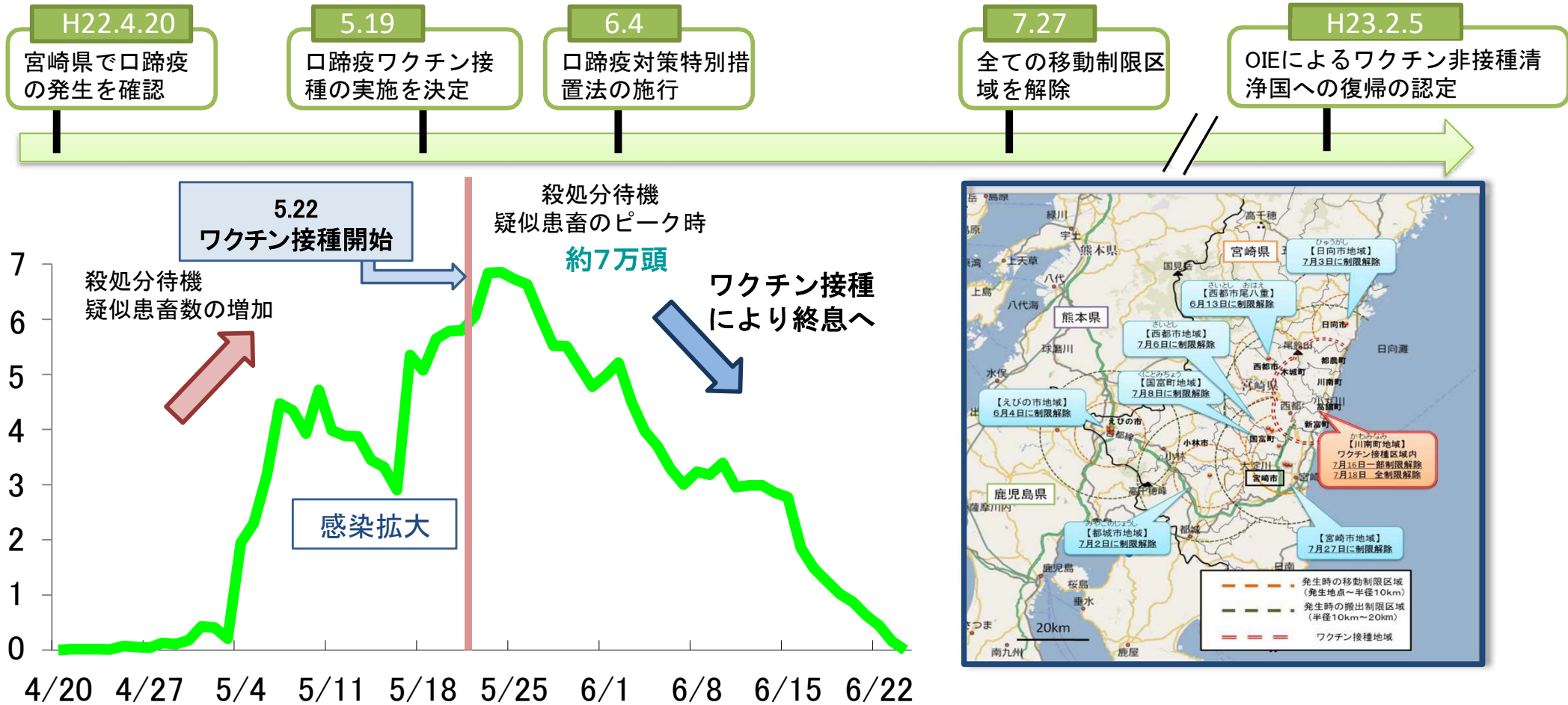


我が国における口蹄疫の過去の発生事例

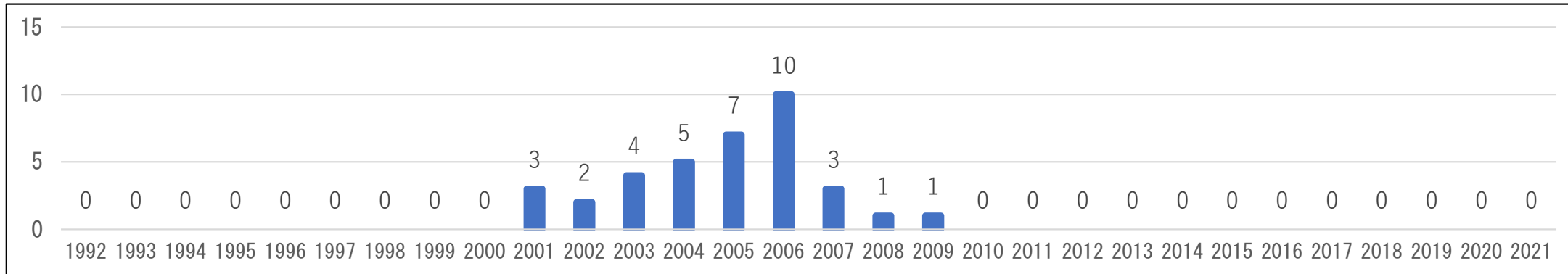
- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



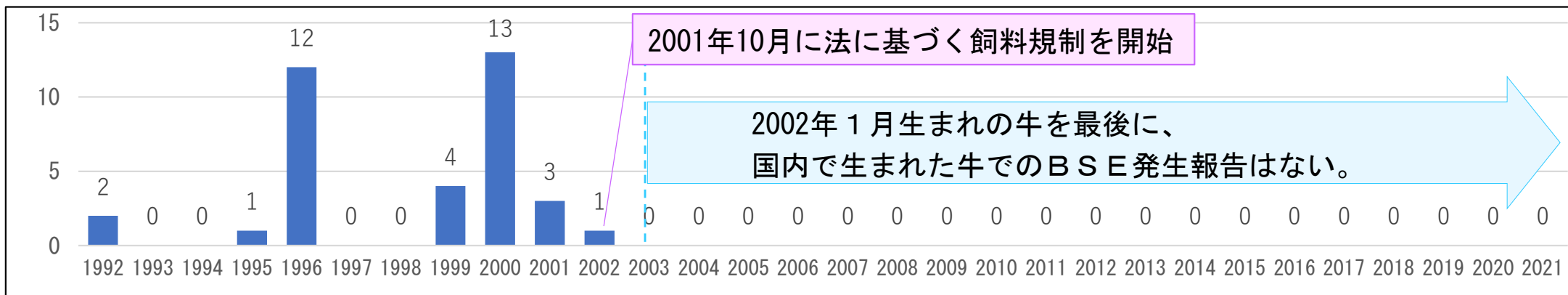
我が国におけるBSEの発生状況

- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

○BSEの年次別報告頭数



○BSE感染牛の出生年次別頭数



○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

厚生労働省におけるBSE対策の見直し

○ 厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲		
国内措置	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行：全頭を対象としたBSE検査 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成17年8月1日施行：21か月齢以上 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成25年4月1日施行：30か月齢超 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成25年7月1日施行：48か月齢超 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成29年4月1日施行：検査廃止（健康牛） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成25年4月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄及び脊柱 		
国境措置（輸入牛肉等に対する要件）	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 <li style="text-align: center;">↓ ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・（全月齢）回腸遠位部、扁桃、（30か月齢超）頭部（舌、頬肉除く）、脊髄、脊柱 （米国、カナダ、フランス、オランダ）
	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 		
<ul style="list-style-type: none"> ◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル：48か月齢以下 <p>※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱（左記輸入月齢の牛について） 			

厚生労働省の諮問内容（平成23年12月）

以下の場合のリスクを比較：

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置（米国、カナダ、フランス、オランダ）

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を

踏まえ、さらに月齢制限（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国（上記4か国以外）

- ・アイルランド、ポーランド（平成25年4月）
- ・ブラジル（平成25年4月）・スウェーデン（平成27年1月）・ノルウェー（平成27年2月）・デンマーク（平成27年3月）・スイス・リヒテンシュタイン（平成27年5月）
- ・イタリア（平成27年9月）・オーストリア（平成28年9月）・英国（平成29年8月）・スペイン（平成31年3月）・ドイツ、フィンランド（令和2年5月）